

国道147号・148号沿道 景観育成重点地域景観計画の変更

白馬村の景観行政団体移行について

建設部 都市・まちづくり課

長野県景観育成計画

景 観 法

平成17年6月1日

施 行

長野県景観条例

平成 4年4月1日施行
平成18年4月1日改正

条例第4条に規定

長野県の景観育成計画

◎長野県景観育成計画(景観育成基準・届出対象行為)
＜景観行政団体である市町村の区域を除く＞

- 浅間山麓景観育成重点景観計画
- 八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画
- 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
- 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画

市町村の景観行政団体への移行

(景観法第7条第1項、第98条第2項、第3項)

都道府県へ
協議書提出

景観行政団体
になる旨の公示
(30日以上)

市町村
景観行政団体へ
移行

● 景観行政団体

- ・ 景観条例を制定
- ・ 景観計画を策定
- ・ 景観形成基準に基づき届出制度を運用

白馬村の景観行政団体への移行

- | | |
|-----------|----------------------------|
| R 4 . 4 月 | 県へ協議書を提出 |
| 7 月 | 回答書受理 |
| 9 月 | 景観条例を村議会に上程
景観行政団体移行の公示 |
| 10 月 | 公示から30日後
景観行政団体へ移行 |
| 12 月 | 景観計画策定、告示・縦覧 |
| R 5 . 1 月 | 景観法に係る届出受付開始 |

景観育成重点地域景観計画の変更

- 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
地域：松川村、大町市、白馬都市計画区域
- 変更箇所：白馬都市計画区域の削除

景観審議会への意見聴取

- 長野県景観条例第5条第1項
知事は、景観計画を定めようとするときは、
法第9条の規定によるほか、あらかじめ、広く
県民等の意見を求めるとともに、長野県景観審
議会の意見を聴かなければならない。
- 同条第2項
景観計画の変更について準用する。

地域区分

県基準による重点地域区分

- 沿道地域
- 田園地域



白馬村独自による地域区分

● 一般地域	● 重点地区
<ul style="list-style-type: none">・ 山岳地域・ 山林集落地域・ 田園地域・ 白馬駅周辺地域・ 観光地域・ スキー場地域・ 河川景観	<ul style="list-style-type: none">・ 国道沿道軸・ 眺望道路A・ 眺望道路B
● 色彩エリア	
<ul style="list-style-type: none">・ 西エリア・ 中エリア・ 東エリア	

白馬村景観計画景観育成基準

白馬村独自による地域区分

- 一般地域(7区分)
- 色彩エリア(3区分)

白馬村景観計画景観育成基準

- ・ 景観づくりの方針は一般地域ごとに設定
- ・ 景観育成基準は白馬村全域共通基準
- ・ 色彩基準は色彩エリアごとに設定
- ・ 景観育成重点地区の指定により補完
→ ● 沿道景観軸(3区分)を重点地区に指定

届出基準

行為の種類		長野県 景観育成重点地域	白馬村全域
建築物	新築・増改築	高さ13m又は 床面積20㎡超	建築確認を要するもの 都市計画区域外は10㎡超
	外観・色彩変更	変更面積25㎡超	変更面積25㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は 築造面積20㎡超	高さ8m又は築造面積20㎡超 (索道含む)
	電気供給・通信施設	高さ8m超	高さ8m超
	太陽光発電施設	築造面積20㎡超	築造面積20㎡超
	その他	高さ5m超	高さ5m超
土地の形質変更		面積300㎡超又は 法面等高さ1.5m超	面積300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ3m又は 堆積面積100㎡超	高さ3m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠		表示面積3㎡超	表示面積3㎡超

景観育成基準 (主なもの)

	長野県	白馬村 (案)
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域と調和し耐久性のある素材を使用する。 ・反射光のある素材は控える。 ・地域の景観を特徴づける素材を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ木材、石材など自然系素材の使用に努める。 ・反射光のある素材は屋根に使用しない。 ・周辺の伝統的な風土や自然環境との調和に努める。
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、周辺の自然景観と調和した色調とする。 ・使用する色数を少なくするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3エリアごとに、地域の状況に沿った基準を設定 ・各エリアごとに外壁色、屋根色、造作色について色相、明度、彩度を規定
(形態・意匠) 伝統的様式の継承	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、取り入れた意匠とするよう努める。

※その他の景観育成基準は長野県の景観育成基準に準ずる。

県の手続き

R 4. 4 月

白馬村から協議書受理

関係市町村からの意見聴取

県民意見募集（パブリックコメント）

5 月

県景観審議会への意見聴取

6 月

県都市計画審議会への意見聴取

7 月下旬

白馬村へ回答書施行

県の手続き

R 4. 11月

変更後国道147号・148号沿道
景観育成重点地域景観計画
告示・縦覧

R 5. 1月1日

変更後景観計画発効
(白馬村景観計画発効とあわせ)